

岩手県告示第250号

開発登録簿閲覧所の場所（平成28年岩手県告示第334号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>[略]</p> <p>開発区域が北上市、遠野市 、和賀郡、胆沢郡及び西磐 井郡の区域内に所在する場 合</p>	<p>[略]</p> <p>開発区域が北上市、遠野市 、和賀郡、胆沢郡及び西磐 井郡の区域内に所在する場 合</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。